

## 平成27年度第1回安城市市民参加推進評価会議 議事録要旨

日 時：平成27年5月20日（水）10：00～11：45

場 所：安城市役所本庁舎3階 第10会議室

出席委員：鳥居会長、大野副会長、神谷委員、山内委員、中根委員、草苺委員、  
小森委員、池端委員、岡田委員、小鹿委員、昇委員（11人）

欠席委員：石川委員、柴田委員、古濱委員

事務局：太田部長、野本課長、澤田係長、磯田、神尾、山本

傍聴者：0名

（事務局）

本日は、石川委員、柴田委員、古濱委員からご欠席のご連絡をいただいておりますが、ただいまの出席委員数は安城市市民参加条例施行規則第11条第5項に規定します委員の半数以上に達しており、審議会は成立しております。

それでは、ただ今から平成27年度第1回安城市市民参加推進評価会議を開催します。はじめに市民憲章の唱和を行います。

『市民憲章唱和』

### 1 会長あいさつ

それぞれの立場によって市民参加はこれで良いのか等をトータルで評価をしていただきたいと思います。

（鳥居会長）

それでは、議事を進めさせていただきます。「議題（1）平成26年度市民参加対象事項（実績）について」、事務局より説明をお願いします。

### 2 議題

（1）平成26年度市民参加対象事項（実績）について

（事務局）

4月中旬に委員の皆様へ送付いたしました「評価シート」ですが、ご記入いただき、ありがとうございました。

皆様からいただいた評価シートをとりまとめたものが5月13日付けで送付しました資料3「平成26年度市民参加対象事項の取組実績に対する安城市市民参加推進評価会議の評価結果について」になります。

本日の会議では、次の2点についての審議をしていただきたいと思います。

- ・資料3の4評価結果を市民参加推進評価会議としての結果となるように評価結果を1つにしていく審議
- ・資料3の5の各対象事項に対する意見についての審議

そして、本日の会議で決まったことを資料3に反映し修正後、市長への報告と各課へのフィードバックをしていきます。併せて、市のウェブサイトにて公表をしていきます。

それではまず、資料2をご覧くださいながら資料3の説明をさせていただきます。No.1～5、No.6、No.7～9に分けて説明させていただきます。

#### <事務局より資料3の事業No.1～5の説明>

(池端委員)

資料を見るだけで評価はできないと思います。例えば、市民参加推進評価会議委員が、市民参加の対象事項の審議会等の傍聴をして、会議を見てその上で評価をしていけたらと思います。

(事務局)

ご意見のとおり、評価をいただく上で、紙の資料だけでは十分伝えきれない部分もあると思います。しかし、市民参加推進評価会議委員の皆様には他の審議会等を強制的に見てもらうことはなかなか難しいと思います。事務局としては、審議会等の開催情報を流させていただき、もしご都合が合えば関連する審議会等の傍聴をしていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(鳥居会長)

例えば、審議会等を行っている場面を簡単にプロジェクター等で投影し紹介できれば良いと思います。紙だけでは分からないことは事実だと思います。

(小森委員)

今回の対象事項は、実績になります。そのため議事録を見ている。議事録を見れば、だいたいの審議の内容が分かるため、議事録を見るということで良いと思います。

(鳥居会長)

これは確かに言えることだと思います。議事録について、公開はされていますか。

(事務局)

審議会等の内容については、公開できるものは安城市ウェブサイト上に公開することになっておりますので、それぞれの担当課で公開をしています。

(鳥居会長)

紙だけで理解することは難しいですが、ウェブサイトや広報等を見ていただいて理解する努力をしていただきたいと思います。

(小鹿委員)

資料3の3ページの自治基本条例の見直しについて、委員からでた意見について質問です。意見の一番下について、この資料のどこから読み取れたのでしょうか。

(事務局)

市民参加推進評価会議委員の中に実際に自治基本条例検証会議に出られた方がおみえになり、その方のご意見です。私自身も検証会議に参加していたため、この意見については、このまま採用させていただきました。

(大野副会長)

資料1の中に、予算額(決算見込額)があります。この中で市民参加のためにどれだけお金を使ったのかを見せていただけると良いかなと思います。

(事務局)

実際に市民参加にかかる費用について、審議会等であれば、審議会等に出席された委員への報酬等がありますので、その辺りをひろえば可能だとは思いますが、ただ、全てをひろうというのはなかなか難しいため、一度検討させていただきます。

(大野副会長)

数字を出したときに、必ず効率化というのがでてくると思いますので、予算を減らされないように上手にやっていただきたいと思います。

(鳥居会長)

それでは続いて、対象No.6の説明を事務局よりお願いいたします。

<事務局より資料3の事業No.6の説明>

(鳥居会長)

委員の皆様からの出た意見も見解によってばらばらになっています。まず、No.6の対象事項について、意見をいただき、その後No.6について市民参加の評価から外すかどうかを決めていければと思います。

(草苺委員)

私は、市民の目線で策定していくことが必要だと思います。実際にパンデミックが起こったときに右往左往するのは、市民であるため、市民の目線も専門家の意見に加えていただきたいと思います。

(鳥居会長)

今のご意見は、No.6についてこのまま評価の対象にさせていただきたいというご意見でした。

(大野副会長)

資料1の事業概要に「市民の皆さんの健康被害を極力抑えるよう、市や医療機関などの役割や、新型インフルエンザなどの発生状況に応じて実施すべき具体的な取り組みなどを示した計画」と書いてあります。市や医療機関などの役割しか規定していないので、実際に新型インフルエンザが発生したときに市民はどういった行動をすれば良いかは記載されていないということで片手落ちだと思います。国としては、このように規定しているかもしれないが、市としては、実際に新型インフルエンザが発生したときに市民の行動まで示していただきたいと思います。それに基づいて、こういう場合には、どんな行動をしてくださいますかといったPRみたいなものやっつけていこうとすると、どれだけ市民参加をしていくかが大切だと思います。そのため、私は今後もこれについて市民参加をしていった方が良くと思います。

(小森委員)

パブリックコメントを実施したときに、一般市民だけではなく、医療関係やこれに関係する専門の方の意見をもらえるとパブリックコメントの意味があると思います。

(山内委員)

この計画の担当課である健康推進課がこの事項の市民参加の必要性について、あまり必要ないというコメントをしています。この「あまり」という捉え方によって変わってくると思いますが、少しは市民参加が必要だと感じているので、「あまり必要ない」としていると思います。評価するにあたって、「あまり」

の部分がよく見えないので、こういった部分について市民参加の検討が必要だということが明確になれば、それが十分かどうかというのは評価できると思います。

(事務局)

今のご意見について、この資料から読み取れない部分について、補足させていただきます。担当課としては、「あまり必要ない」と回答しておりまして、「あまり」というのは、多少は必要であるということです。そう判断したのは、パブリックコメントは、市民参加の方法の一つであるため、パブリックコメントを実施するということはある程度市民参加が必要であると認識したからです。県内の市町村の状況を見ると、54市町村のうち、パブリックコメントを実施した市町村は30市町村です。この辺りも国や県の指導の中でも、市町村に任せるという判断だったそうです。安城市としては全く市民に投げかけないで計画を策定するというのはまずいということでパブリックコメントを実施したような経緯です。

(山内委員)

私の意見の意図としては、パブリックコメントを実施したときに、計画を修正する余地があるのであれば、市民参加を実施する必要性があると思うので、その辺りを明確にしていきたいということです。

(事務局)

国や県の計画の中に市の役割が書いてあり、その部分を市が策定しなければいけないため、正直あまり様々な対策を自由に盛り込むことは難しいですが、全く修正ができないわけではないという担当課からの回答がありました。

(昇委員)

資料5で市民参加を求めなかった事項の中で、市民参加を求めない理由というものがあります。もし担当課が、この中のどれかに当てはまると思えば、この評価の中に載せなくてよいと思いますが、あまり必要ないけど、少しは必要と判断したため、ここの評価対象に載せているのだと思います。ただ、あまり市民参加は必要ないと判断したため、パブリックコメントだけ実施すれば良いと担当課は考えたのだと思います。担当課が市民参加を求めない事項ということで申告すれば、この議論に挙がってこないということで、その辺りの仕組みも考えていかないといけないと思います。

また、議論の中で出ていましたが、広報の話と市民参加は関連はしていますが、別物だと思います。市民参加というのは、何か計画を策定するときなどに

市民の意見を聴いて、より良いものを作っていくというものです。

インフルエンザ行動計画の件について詳細は分かりませんが、いつどこで実施するということはある程度は、市町村に任せているのではないかなと思います。そういう意味では、市民参加がある程度必要かあまり必要ないのかは分かりませんが、その度合いに応じて市民参加の手法を考えていくことが必要だと思います。

市民協働課で注意していただきたいのは、担当課が市民参加の除外規定に当たるので市民参加は必要ないと言ったときに、市民協働課で市民参加の観点から除外規定に当てはまるかどうかを確認していただきたいと思います。

このNo.6については、少しは修正する余地があると思うので、市民参加の対象にした方が良くと思います。

(鳥居会長)

今の話の中で、このNo.6の対象事項については、市民参加の対象として残していくということでしょうか。

<異議なし：No.6の対象事項について、このまま市民参加の評価対象にしていくことに決定>

(鳥居会長)

それでは続いて、対象事項No.7からNo.9についての説明を事務局よりお願いいたします。

<事務局より資料3の事業No.7～No.9の説明>

(小森委員)

No.8での回答ですが、策定委員がスポーツ推進審議会委員を兼ねるという回答でしたが、資料を見ると策定委員会は、スポーツ推進審議会委員プラス公募市民と書いてあります。整合性がとれていないため、後でご確認いただきたいと思います。

(池端委員)

No.7、8の策定委員会の委員は様々な活動に参加され、市民に根付いたところで活動されているのが分かります。ワークショップへも策定委員の方がテーブルに入り、意見を吸収した上で、策定委員会に出席しており、繋がった委

員会のやり方をされていて、とても見本になるような策定委員会だと思います。

(事務局)

No.7、8ともに、市民参加の手法をほぼ行い、計画を策定していると思います。また、策定委員とワークショップとの関わりについては、庁内の中でも先進的取組だと思いますので、水平展開できればと思います。

(池端委員)

公募委員についてですが、審議会等に出席する以上、いろいろと計画をよくする提案ができる方を選んでほしいと思います。

(事務局)

公募委員を採択する中で、全庁的に画一的な審査基準は設けていませんが、書類審査や面接をしていくことが多いです。その中で、提案力や積極性等を判断していると思います。結果的に意見等の発言をしなかったということはあるかもしれません。

(事務局)

資料3の4評価結果について、現在の資料では、委員の皆様の個々の評価となっておりますので、市民参加推進評価会議としての意見を一つにさせていただきたいと考えております。事務局提案としましては、評価人数が多いところを委員会意見にさせていただき、同数のところは、多数決あるいはご協議のうえ、決定させていただきたいと思いますが、ご意見をいただきたいと思います。

(鳥居会長)

意見を変える人は、その都度発言いただきながら順番に確認していきます。

《以下、No.1からNo.6について順番に評価統一。No.6(3)については、同数につき多数決で決定した。以下、評価結果》

No.	対象事項	評価結果				担当課
		(2)	十分である	おおむね十分	十分でない	
		(3)	反映していた	おおむね反映	反映していない	
1	自治基本条例の見直し	(2)	十分である			企画政策課
		(3)	おおむね反映			
2	次期総合計画の策定	(2)	おおむね十分			企画政策課
		(3)	おおむね反映			

3	障害者福祉計画の策定	(2)	おおむね十分	障害福祉課
		(3)	おおむね反映	
4	あんジョイプラン7の策定	(2)	おおむね十分	高齢福祉課
		(3)	反映していた	
5	子ども・子育て支援事業計画策定	(2)	おおむね十分	子育て支援課
		(3)	おおむね反映	
6	新型インフルエンザ等行動計画	(2)	—	健康推進課
		(3)	—	

(小森委員)

No.6について、市民参加推進評価会議として、「反映されていない」と評価をしたときに、何が反映されていないかを示さないと担当課も困ると思います。反映されているかいないかの判断ですが、私は、必要な市民参加の手続きが行われていれば、そこで反映されていると思います。

(草苅委員)

私が考えるのは、手続き論ではなく、新型インフルエンザが起こったときに、安城市民として、どのように受け取って、どのような行動計画を策定するかを考えるとときに、市民の目が必要だと思います。

(鳥居会長)

行動計画をつくるときに、その中に安城市民が参画して意見を出せる場所があることが大切だということだと思います。

(草苅委員)

市民参加を必要としている計画なのか、ただの手続きを行うものなのかは分かりませんが、私の感覚では、市民の目が必要な気がします。

(小森委員)

評価結果を不十分だとしてもよいと思いますが、不十分だと思う理由を示した方がよいと思います。先ほど昇委員が言われていましたが、計画の中でどこが修正できるのか等が分かれば、そこに対して意見を言えると思います。

(大野委員)

今私たちがやっているのは、市民参加がどれくらいできているのかを評価する

ことで、計画の中身については、そんなに突っ込むところではないと思うので、手続き論で良いと思います。手続き論として、ゼロだったら、意見をすくいきれなかったのではないかと考えて、反映できていないと判断しました。

(昇委員)

市民参加を必要とする度合いの中で、担当課はあまり必要ないと考えています。多分、委員の中で低い点数を付けた方は、あまり必要ないではなく、ある程度は市民参加が必要だと考えているのだと思います。あまり必要ないのであれば、パブリックコメントだけやっていたら良いという評価になり、ある程度必要だと思う場合は、パブリックコメントだけでは不十分だと評価するのだと思います。そのため、市民参加を必要とする度合いの考え方で、意見が分かれるのだと思います。事務局が、担当課に伝えるときに、担当課は、市民参加はあまり必要ないと思っていますが、市民参加推進評価会議で議論したところ、市民で考えることも必要だと思うので、市民参加はある程度必要だと判断し、パブリックコメントだけでは、不十分という意見がでたことを言ってもらいたいと思います。ただ、事実関係が分からないため、市の裁量で決められるものがある場合は、この考えで良いと思いますが、もし市民参加の余地がないのであれば、今の話は間違っていることとなります。そのため、一度事実関係を確認していただきたいと思います。ここで評価すべきものは、市民参加が必要、ある程度必要だというものについて、この基準で評価をすれば良いと思います。あまり必要ないというものについて、同じ基準で評価をするのは違うと思います。そのため、No.6については、注を入れて担当課があまり市民参加の必要がないと判断しているため、他の市民参加の対象事項とは評価基準のレベルが違うということを書いてほしいです。そもそも市民参加が必要ないというものは、評価の対象にはならないですし、あまり必要ないということであれば、必要というものよりは、市民参加の度合いは減ってくると思います。担当課は、市民参加があまり必要ないとしていますが、市民参加推進評価会議としてはこのように考えましたというように担当課に伝えてほしいです。

(事務局)

再度担当課に確認させていただき、評価結果の意見書の形を今いただいた意見を参考にしながら、意見を加えるかどうかを含めて検討させていただきます。その案を委員の皆様にお送りさせていただき、ご確認いただければと思います。

(鳥居会長)

No.6について、一度、健康推進課と話をしてもらい、意見に市民参加推進評価会議としては市民参加がある程度必要だと感じているということで話を進めていた  
だきたいと思います。

(鳥居会長)

No.7～9が残っているため、進めていきます。

《以下、No.7からNo.9について順番に評価統一。No.9(2)については、同数につき  
多数決(No.9については、同数だったため、下の評価に合わせた)で決定した。  
以下、評価結果》

No.	対象事項	評価結果				担当課
		(2)	十分である	おおむね十分	十分でない	
		(3)	反映していた	おおむね反映	反映していない	
7	第3次安城市生涯学習推進計画の策定	(2)	十分である		生涯学習課	
		(3)	おおむね反映			
8	第2次安城市スポーツ振興計画の策定	(2)	おおむね十分		スポーツ課	
		(3)	おおむね反映			
9	桜井古墳群の保存管理についての計画策定	(2)	おおむね十分		文化振興課	
		(3)	おおむね反映			

(鳥居会長)

ありがとうございます。No.6について議論になったため、委員からの意見を事務局で集約して、的確な形に原稿を修正してください。

今、まとまった(評価会議としての)評価として市長へ報告され公表されるのでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(鳥居会長)

続いて、事務局より資料4、資料5について説明をお願いします。

<事務局より資料3の事業No.1～5の説明>

(鳥居会長)

ありがとうございます。何かご意見はありますか。

(小森委員)

資料4のNo.4公開行政評価についてですが、委員だけみると指名されたようにみえますが、市民評価委員というのがありまして、公募(無作為抽出)もありますので、そこを誤解されないように参考として記載する必要があると担当課にお伝えいただければと思います。

### 3 その他

(大野委員)

資料2の対象事項No.7について、市民参加を必要とする理由に「市民ニーズに的確に対応するとともに、生涯学習施設を通じて、市民主体による人づくり・まちづくりや地域課題解決に向けた取組みを目指す」と記載があります。これは、市民活動センターに掲げるものと同じです。できたら、生涯学習と市民活動を合体することはできないのでしょうか。

(事務局)

安城市では現在、生涯学習は教育委員会に所属をしています。生涯学習は、戦後のさまざまな課題がある時代に、地域みんなで考えて学習しながら取り組んでいくというところから始まっており、市民活動と重なる部分もたくさんあると思っています。市によって、市長部局にもってきているところもあります。今後、生涯学習課と市民協働課で連携しながら、まちづくりや地域課題解決に向けた取組みを進めていきたいと思っています。

(小鹿委員)

行政の財政の中で市民参加にどれだけかけられるのかが気になっています。予算をかけたからには、効果がでてほしいなと思います。その辺り、全国的に

いろいろみられている昇委員にお話をお聞きしたいです。

(昇委員)

市民参加にけるお金というのをあまり見たことがないので、そのような問題意識がないのかと思いますが、大事なことだとは思いますが、ただ、お金の問題もあると思いますが、重要な物事を決めるときは、市民参加は当然というのが前提になってきていると思います。その一方で市民参加を行うことは多少お金もかかりますので、そのお金の部分をどう捻出するのか、どういうふうに配分したらより効果的な市民参加が行えるのか新しい視点で考えていくことは必要だと思います。

(事務局)

本日は、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。  
本日審議いただき決定した評価結果を市民参加推進評価会議の評価結果として、市長へ報告し、公表させていただきます。また、本日の資料及び議事録についても安城市公式ウェブサイトへ掲載いたしますので、ご了承ください。

また、5月末で委員の皆様の任期が終了しますので、今回が今期最後の審議会となります。2年間にわたりご審議いただきありがとうございました。今後も安城市では、市民参加の対象事項について、適切な市民参加の方法をとることにより、市民が主役となる自治の実現を目指していきたいと思っております。

(典礼) それでは、以上をもちまして、平成27年度第1回安城市市民参加推進評価会議を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会)